

広域行政 ニュースレター

第13号 2004.10

発行 福島県総務部市町村領域広域行政グループ
〒960-8670 福島市杉妻町 2-16
U R L <http://www.pref.fukushima.jp/kouiki/>
E-mail kouiki_gyousei@pref.fukushima.jp
電話 024(521)7058 Fax 024(521)7904



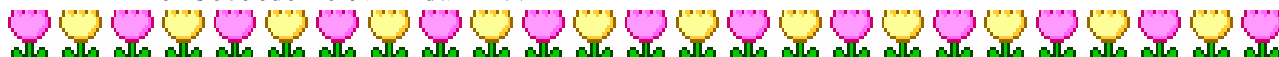
市町村合併支援プランの対象地域が拡充

3 協議会で合併協定調印式

Q&A「合併協定調印から新市町村の誕生まで」

連載 合併特例法「流域下水道に関する特例」

市町村合併に関する最近の動き



市町村合併支援プランの対象地域が拡充

政府の第7回市町村合併支援本部が平成16年8月31日に開催され、平成17年3月末までに都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月末までに合併した市町村についても、原則として現在の市町村合併支援プランの対象地域とすることが決定されました。

この支援プランは、市町村が合併により地域の特色を生かした新しいまちづくりの実現を図るため、平成13年8月30日に市町村合併支援本部において策定された行財政支援策です。

市町村合併支援プランの取扱いについて

(市町村合併支援本部資料)

平成16年8月31日決定

今般、市町村の合併の特例に関する法律の一部が改正され、平成17年3月末までに都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月末までに合併した市町村については、現行合併特例法を適用する旨の経過措置が講じられたところである。

市町村合併が現行合併特例法の下で、できる限り成果を上げることができるよう、原則として、現行合併特例法の経過措置の適用対象となる市町村(経過措置団体)についても、現在の市町村合併支援プランの対象地域とすることとする。

なお、経過措置団体への適用につき予算上の協議を要するものについては、予算編成過程を通じて、その取扱いを明らかにするものとする。



<ポイント>

期限が設けられている補助事業の中には、財政当局との協議を経た上で、取扱いが決定されるもの等も含まれており、このような補助事業については、予算編成過程を通じて、取扱いが明らかになります。(市町村合併推進体制整備費補助金など)

予算の枠内で行うことができる補助金の優先採択や重点配分については、予算編成過程において補助事業そのものが廃止されない限り、現行の支援プランのおりの取扱いとなります。

3 協議会で合併協定調印式

新「須賀川市」、「会津美里町」、「田村市」の誕生に大きく前進

現在、県内の各地域において、熱心に合併協議が進められている中、合併協議を全て終了した須賀川市と長沼町が8月26日に、会津高田町、会津本郷町、新鶴村が9月10日に、そして滝根町、大越町、都路村、常葉町、船引町が9月29日にそれぞれ合併協定調印式を執り行いました。これで県内における合併協定の調印は4件となりました。

今回は、合併協定調印が行われ新しい市・町の誕生に向け大きく前進した新「須賀川市」、「会津美里町」、「田村市」それぞれの個性あふれるまちづくりの基本方針について概要を紹介します。

人と自然が輝く臨空都市すかがわ

～ 地域の個性が光る新市の創造をめざして ～

須賀川市

平成17年4月1日合併

人口 73,198人

「市民のしあわせの実現」をまちづくりの目標に掲げ、次の5つをまちづくりの柱とします

市民参加の推進（市民力が開花する市民が主役のまちづくり）

市政の透明性を確保しながら、市民が等しく市政に参加できる仕組みづくりを推進します。また、男女共同参画社会の形成をめざし、さらに行財政改革を一層推進し、行政と民間との役割分担を行いながら市民サービスの維持向上に努めます。

教育文化の向上（ふるさとを誇りに思えるまちづくり）

市民一人ひとりが自分を高め、生きがいを持って暮らせる生涯学習環境整備を推進します。また、子供たちの健全育成、市民の文化活動の支援などに努めます。

保健福祉の充実（心と心がふれあい安心して暮らせるまちづくり）

きめ細かな福祉サービスの充実に努めます。また、保健、福祉、医療の連携を強化し、市民の健康の維持増進に努めます。

快適生活環境の実現（安全で快適な誰もが住みたいまちづくり）

快適性、利便性、安全性などに優れた、人にやさしい都市施設の整備を推進します。また、都市部と農村部の特長を生かした生活環境の形成や環境や景観に配慮した自然にやさしいまちづくりを推進します。

産業振興の促進（豊かさと活気があふれるまちづくり）

農林業、工業、商業、サービス業など各種産業の振興を図るとともに雇用機会の創出に努めます。また、豊かな自然と地域資源を生かし、時代に即した観光誘客を促進します。

人口は平成12年国勢調査の人口です。

会津美里町

平成 17 年 10 月 1 日合併

人口 26,172 人

会津文化の源流

人が輝き 夢が広がる 環境共生のまち

【まちづくりの3つの基本方向】

「清流と文化」を発信する 創造のまちづくり

新町ならではの地域特性や資源を生かし、全国に情報発信する創造のまちづくりを進めます。

「人と環境」を重視する優 しいまちづくり

住民一人ひとりの個性を尊重した暮らし優先の人に優しいまちづくりを進めるとともに、スケールの大きい自然条件を生かした環境と共生するまちづくりを進めます。

「参画と協働」を尊重する 地域主権のまちづくり

あらゆる場面で住民参画を確保し、住民と行政が協力して行政施策を推進する住民自治、地域主権のまちづくりを一層推進します。

自立できるまちづくりを目指します

田 村 市

平成 17 年 3 月 1 日合併

人口 45,052 人

あぶくまの人・郷・夢を育むまち

～ はつらつ高原都市 田村市 ～

元気で活力のある産業のまち

各種産業の振興によって雇用の確保を図り、元気で活力ある自立したまちを目指します。

21世紀を担う人づくりのまち

学校教育、ボランティア活動、地域内外との外交流事業、生涯学習の充実などにより人材育成の環境が整ったまちを目指します。

地域特性と多様性を重視した
クラスター型のまちづくり

健康づくりと福祉環境が充実したまち

子供、若者、子育て世代、高齢者、体の不自由な人など、あらゆる人々が安心して暮らすことができ、幸せを実感できる、健康づくりと福祉環境が充実したまちを目指します。

自然を大切に、生活環境が充実したまち

自然環境を保全し、自然環境との調和の下で都市基盤が整備され、生活環境が充実したまちを目指します。

地域個性を尊重し、行政と住民が協働するまち

行財政の効率化を図りつつ、地域独自のまちづくりを尊重するとともに、行政の透明性の向上を図り、住民意見が反映されるようにしていきます。さらに、地域の自主的なまちづくりにつながる、行政と住民による協働のまちづくりを目指します。



こうちゃん

雨の日も風の日も、元気に原付バイクで通勤する毎日。しかし冬の雪道は、今からちょっと心配です・・・。



こうちゃん暑い夏も終わっちゃって、涼しくなる一方だね。でもこれからまだまだあつくなることがあるよ。



それって何？



今、将来のまちづくりについて、熱心に議論を繰り広げている市町村合併のことだよ。



うんうんそうだね。県内の合併協議も大詰めを迎え、これから次々と合併協定調印式が行われるみたいだし。ところで「合併協定書の調印」ってどういうことかわかる？



えーっと 合併協定書とは、これまで合併関係市町村が合併協議会で協議してきた内容を基本として取りまとめたもので、調印はその合併協議の内容を、最終的に確認するためのものだよ。ところで合併協定書に調印されてから新市町村が誕生するまで、どんな手続が必要になるの？



それはね。合併協定書に調印が行われた後は、その協定書に沿って各市町村の議会で審議が行われて、全ての議会で「合併の議決」がなされると、関係市町村長の連名で都道府県知事に合併の申請をするんだよ。そして、都道府県知事は、市町村の合併を県議会の議決を経て決定し、総務大臣に届出をして、その後、総務大臣の告示があって、新市町村が誕生するわけだね。



Kちゃん

阿武隈山系育ちの僕としては、福島は暑さはたいへん辛かった。しかし、体重が一向に減らないのはなぜ？



フムフム



しかし、合併協議が全て終了したからといって安心していい暇なんてないんだよ。各市町村議会で「合併の議決」がなされた後は、新しい市町村がスムーズに出発できるよう、必要な準備作業が待ってるんだよ。合併直後から住民サービスが滞るわけにはいかないからね。



具体的にどのような準備があるの？



合併の準備にはいろいろなものがあるけど、主に条例・規則等の改正や電算システムの統合、臨時的な予算である暫定予算の策定、庁舎移転の準備などが挙げられるかな。特に、電算システムの統合は、合併準備の中ではたいへん大きな項目なんだよ。



なるほど、確かに電算システムの統合が遅れてしまえば住民票や税証明の発行など住民に身近な業務が困難となって、住民に迷惑をかけてしまうものね。余裕を持った作業スケジュールを組むことが大切なんだね。



そういうこと。ところでKちゃん、明日から家族旅行に行くって言ってたけど準備は終わったの。



あーついけね！ すっかり忘れてた。早く家に帰って準備しなくちゃ



何事も余裕を持って準備しなくちゃね！

流域下水道に関する特例(14条)

管理主体が原則都道府県である流域下水道の関係市町村が、合併により一の市町村となった場合、都道府県と関係市町村の協議により、合併の日から10年が経過する日の年度の末日までの範囲で協議で定める期間に限り、当該下水道を流域下水道とみなし、下水道法の規定を適用します。

《特例措置のねらい》

流域下水道は下水道法の規定により、二以上の市町村の区域における下水を排除するものとの定義があるため、合併により一の市町村となった場合その下水道は流域下水道に該当しなくなり、管理主体が都道府県から市町村となることから、合併市町村に管理面・財政面ともに負担が生じることになります。具体的には、管理面において、施設の維持管理等の専門知識を持った職員を確保する必要が生じ、また、財政面において、流域下水道は公共下水道()よりも財政措置が手厚いため、流域下水道の財政措置を想定して事業計画を策定している場合、事業の延期や規模縮小などを迫られるおそれがあります。

そのため、都道府県と関係市町村の協議により、合併の日から10年が経過する日の年度の末日までの範囲内で引き続き流域下水道とみなして流域下水道に係る規定を適用できるようにし、流域下水道の建設・管理が市町村合併の障害とならないよう、特例措置が設けられました。

なお、田村地方5町村合併協議会の構成町村に係る流域下水道について、この規定を適用し、平成27年3月31日まで流域下水道とみなす協議が整っています

()公共下水道の設置や維持管理等は原則的に市町村が行います。

市町村合併に関する最近の動き(8・9月)

- 16.8.3 相馬市と新地町が任意協議会を設置
- 16.8.9 福島市、川俣町、飯野町の3市町議会において、法定協議会の設置議案を可決
- 16.8.26 須賀川市と長沼町が合併協定書に調印
桑折町長が伊達7町合併協議会から脱退することを表明
- 16.8.30 両沼5町村合併協議会の解散を協議会で確認
- 16.9.1 白河市・表郷村・大信村合併協議会に東村が加入
福島市、川俣町、飯野町が法定協議会を設置
- 16.9.3 桑折町議会が伊達7町合併協議会からの脱退についての議案を可決
東村を合併重点支援地域に追加指定
- 16.9.5 二本松市で合併の是非を問う住民投票を実施(賛成55%・反対45%)
- 16.9.10 会津高田町、会津本郷町、新鶴村の3町村が合併協定書に調印
- 16.9.16 須賀川市と長沼町の議会で2市町合併の議案を可決
- 16.9.17 飯舘村議会が南相馬合併協議会からの脱退についての議案を否決
- 16.9.29 滝根町、大越町、都路村、常葉町、船引町の5町村が合併協定書に調印
会津高田町、会津本郷町、新鶴村の議会で3町村合併の議案を可決
- 16.9.30 両沼5町村合併協議会が解散

次ページに、平成16年10月1日現在の合併協議会の設置状況を掲載しました。

合併協議会の設置状況

法定協議会 13団体(46市町村)

任意協議会 2団体(4市町村)

(平成16年10月1日現在)

区分	組織名	関係市町村	合併期日 (予定)	新市町村名	備考
法定	伊達7町合併協議会	桑折町、伊達町、国見町 梁川町、保原町、霊山町 月館町		伊達市	H16.9.3 桑折町議 会で協議会からの 脱退議案を可決
	二本松・東北達地方合 併協議会	二本松市、安達町 岩代町、東和町	H17.12.1	二本松市	
	田村地方5町村合併協 議会	滝根町、大越町、都路村 常葉町、船引町	H17.3.1	田村市	H16.9.29 合併協定調印
	須賀川市・長沼町合併 協議会	須賀川市、長沼町	H17.4.1	須賀川市	H16.9.16 合併議案を可決
	須賀川市・岩瀬村合併 協議会	須賀川市、岩瀬村	H17.4.1	須賀川市	
	白河市・表郷村・大信 村・東村合併協議会	白河市、表郷村、大信村 東村		白河市	
	会津若松市・北会津村 合併協議会	会津若松市・北会津村	H16.11.1	会津若松市	H16.7.22 総務大臣告示
	会津若松市・河東町・湯 川村合併協議会	会津若松市、河東町 湯川村	H17.3まで	会津若松市	
	喜多方地方5市町村合 併協議会	喜多方市、熱塩加納村 塩川町、山都町、高郷村	H18.1.4		
	会津高田町・会津本郷 町・新鶴村合併協議会	会津高田町、会津本郷町 新鶴村	H17.10.1	会津美里町	H16.9.29 合併議案を可決
	田島町・館岩村・伊南 村・南郷村合併協議会	田島町、館岩村、伊南村 南郷村			
	南相馬合併協議会	原町市、鹿島町、小高町 飯館村	H17.9.26	ひばり野市	
	福島市・川俣町・飯野町 合併協議会	福島市、川俣町、飯野町			
任意	本宮町・白沢村任意合 併協議会	本宮町、白沢村			
	相馬市・新地町任意合 併協議会	相馬市、新地町			

合併期日及び新市町村名は、協議会で決定された内容です。

編集後記

私の地元に隣接する町でもこの度合併協定の調印が行われました。この合併協定の調印は協議会委員の方々が熱心に協議を重ねた成果の表れだと思います。事務局の皆さんも、協議会の運営や協議資料の作成などたいへんお疲れ様でした。今度は合併の準備で多忙な日々が待っているかと思いますが頑張ってください。(顯)